

令和 5 年 6 月 5 日

## 上天草市省エネ家電買換え促進補助金交付事業

## 〔目的・事業の要点〕

上天草市では、「上天草市ゼロカーボンシティ宣言」による脱炭素化への取組みの一環として、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方公金を活用し、温室効果ガス排出量の削減を目的に省エネ家電を買い換える市民を対象に補助金を交付します。

## 〔事業の概要〕

## 1 概要

省エネ家電への買い換えを促進し、家庭における電力使用量を節減することによる電気代の負担軽減、併せて温室効果ガス排出量の削減を図るため、市民が市内事業者から省エネ家電への買い換えを行う際に補助金を交付するもの。

※補助対象製品購入額の補助率 2 分の 1 以内、限度額 7 万円、1 世帯 1 回限り

## 2 補助対象者

(1) 市内に住所を有している者。(2) 市民税等の滞納がない者。

## 3 補助対象機器

(1) エアコン (2) LED 照明器具 (3) テレビ (4) 電気冷蔵庫  
(5) ガス温水機器 (6) 石油温水機器 (7) 電気便座 (8) ジャー炊飯器  
(9) 電子レンジ (10) 電気温水機器

## 4 購入対象期間及び申請受付期間

(1) 購入対象期間：令和 5 年 6 月 15 日から令和 6 年 2 月 29 日まで  
(2) 申請受付期間：令和 5 年 6 月 15 日から令和 6 年 2 月 29 日まで



## (連絡先)

市民生活部環境衛生課

担当：原田課長、荒木課長補佐

電話：0964-26-5541

FAX：0964-56-5107